

第4期

令和6年度(2024年度)～
令和10年度(2028年度)

埼玉県 教育振興 基本計画



豊かな学びで
未来を拓く^{ひら}
埼玉教育



第4期

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

埼玉県教育振興基本計画

— 豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育 —



ごあいさつ

県教育委員会では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とした「第3期埼玉県教育振興基本計画」に基づき、本県教育の振興に取り組んでまいりました。

第3期計画においては、「豊かな学びで 未来を拓く^{ひら}埼玉教育」を基本理念として掲げ、教育をめぐる様々な課題に、きめ細かに、かつ、的確に対応するため、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす「埼玉県学力・学習状況調査」の実施や「主体的・対話的で深い学び」の実践、豊かな人間性や社会性を育む体験活動の推進など、様々な取組を実施してまいりました。

こうした中、令和5年4月に「次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議」を設置し、幅広い立場の方々から多様な御意見を頂きながら検討を重ね、このたび、県議会の議決を経て「第4期埼玉県教育振興基本計画」を策定しました。

計画の策定に当たりましては、有識者の方々や県内の教育関係団体、県民の皆様から多くの貴重な御意見を頂き、深く感謝申し上げます。

教育委員会といたしましては、第3期計画から継承した本県教育の基本理念「豊かな学びで 未来を拓く^{ひら}埼玉教育」の下、「誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進」と「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の二つを新たに計画全体に共通する視点として、各施策に反映し、本県教育の振興に取り組んでまいります。

この計画は、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針となるよう策定しております。

本県としては、市町村、学校、家庭、地域、大学、企業、NPOなど教育に関わる全ての皆様の教育力の結集に力を尽くし、社会全体で本計画を推進してまいりますので、県民の皆様のご理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年7月
埼玉県教育委員会

未来を拓く 子供たちの育成に向けて



超少子高齢化や急速なグローバル化の進展、デジタル技術の発展など、社会は急激に変化しており、将来予測が困難な時代となっています。

こうした時代において、子供たちには生きがいを持って幸せな人生を歩んでいけるよう、自分の夢の実現に向けて、主体的に行動できる力や多様な人々と協働する力、そして自ら未来を切り拓くことのできる力を身につけてほしいと思います。

また、自分のことだけではなく、困っている人や弱い立場にある人を温かく包み込むなど、他者を尊重する心も持ってほしいと願っています。

このたび策定した「第4期埼玉県教育振興基本計画―豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育―」は、教育を取り巻く社会の動向や第3期計画の成果と課題などを踏まえ、SDGsの達成年限である2030年や、更には日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示しております。

県では、この計画を基に、県民の誰もが人生や社会の未来を切り拓き、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となることを目指します。

計画の実現のためには、教育行政の関係者だけでなく家庭、地域、大学、企業、NPOなど様々な主体が連携、協力して取り組んでいくことが重要です。

県民の皆様には、一体となって子供たちを育てていくという思いを共有し、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」を目指し、本県教育の振興に御支援・御協力を頂きますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり貴重な御意見、御提言を頂きました県民の皆様をはじめ、有識者や教育関係者の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和6年7月

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県教育振興基本計画の概要

計画策定の趣旨

- 本県では、令和元年度から令和5年度まで、「第3期埼玉県教育振興基本計画—豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育—」において、確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成など、10の目標を掲げ、教育の振興に取り組んできました。
- 社会が大きく転換している中で、教育には、子供たちの、社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。
- 第4期埼玉県教育振興基本計画では、SDGsの達成年限である2030年や、更には日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示します。

計画の性格

- 令和5年に策定された国の第4期教育振興基本計画を参酌した本県の教育振興基本計画です。
- 「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を踏まえた、教育行政分野における計画です。

基本理念

— 豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育 —

第3期計画の基本理念を継承しつつ、社会の変化への対応が差し迫っている今、更に充実した学びにすることで、教育の使命を果たしていくため、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指すものです。

第3期計画においては「豊かな学び」を「県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び」と定義しましたが、そこに「深い」という言葉も加えることで、子供たちの未来を切り拓く力を一層強く育んでいきます。

計画全体に共通する視点

- 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進
- 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

目標

- 目標 I 確かな学力の育成
- 目標 II 豊かな心の育成
- 目標 III 健やかな体の育成
- 目標 IV 自立する力の育成
- 目標 V 多様なニーズに対応した教育の推進
- 目標 VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- 目標 VII 家庭・地域の教育力の向上
- 目標 VIII 生涯にわたる学びの推進
- 目標 IX 文化芸術の振興
- 目標 X スポーツの推進

CONTENTS 目次

第1章 総論

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 計画の趣旨・性格・期間 | 2 |
| 2 | 第3期計画の検証～成果と課題～ | 4 |
| 3 | 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化 | 22 |
| 4 | 取り組むべき課題 | 26 |
| 5 | 埼玉教育の基本的な考え方 | 30 |

第2章 施策の展開

| | |
|------|----|
| 施策体系 | 38 |
|------|----|

目標Ⅰ 確かな学力の育成

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 施策1 | 一人一人の学力を伸ばす教育の推進 | 46 |
| 施策2 | 新しい時代に求められる資質・能力の育成 | 50 |
| 施策3 | 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進 | 54 |
| 施策4 | 技術革新に対応する教育の推進 | 58 |
| 施策5 | 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進 | 60 |

目標Ⅱ 豊かな心の育成

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 施策6 | 豊かな心を育む教育の推進 | 64 |
| 施策7 | いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実 | 68 |
| 施策8 | 人権を尊重した教育の推進 | 72 |

目標Ⅲ 健やかな体の育成

| | | |
|------|-----------------|----|
| 施策9 | 健康の保持増進 | 78 |
| 施策10 | 体力の向上と学校体育活動の推進 | 82 |

目標Ⅳ 自立する力の育成

| | | |
|------|--------------------|----|
| 施策11 | キャリア教育・職業教育の推進 | 88 |
| 施策12 | 主体的に社会の形成に参画する力の育成 | 92 |

目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進

| | | |
|------|----------------------|-----|
| 施策13 | 障害のある子供への支援・指導の充実 | 98 |
| 施策14 | 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援 | 102 |
| 施策15 | 一人一人の状況に応じた支援 | 106 |

| | | |
|------------|------------------------------|-----|
| 目標Ⅵ | 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 | |
| 施策 16 | 教職員の資質・能力の向上 | 112 |
| 施策 17 | 学校の組織運営の改善 | 118 |
| 施策 18 | 魅力ある県立高校づくりの推進 | 122 |
| 施策 19 | 子供たちの安心・安全の確保 | 124 |
| 施策 20 | 学習環境の整備・充実 | 128 |
| 施策 21 | 私学教育の振興 | 130 |
| 目標Ⅶ | 家庭・地域の教育力の向上 | |
| 施策 22 | 家庭教育支援体制の充実 | 134 |
| 施策 23 | 地域と連携・協働した教育の推進 | 138 |
| 目標Ⅷ | 生涯にわたる学びの推進 | |
| 施策 24 | 生涯学び、活躍できる環境整備 | 144 |
| 施策 25 | 社会教育の推進 | 146 |
| 目標Ⅸ | 文化芸術の振興 | |
| 施策 26 | 文化芸術活動の充実 | 150 |
| 施策 27 | 伝統文化の保存と持続的な活用 | 154 |
| 目標Ⅹ | スポーツの推進 | |
| 施策 28 | スポーツ・レクリエーション活動の推進 | 158 |
| 施策 29 | 競技スポーツの推進 | 162 |

第3章 計画の推進に際して

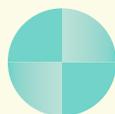
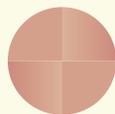
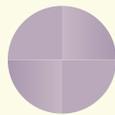
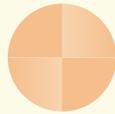
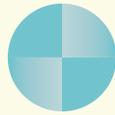
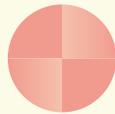
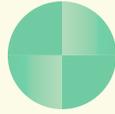
| | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 社会全体で取り組むための連携・協働 | 166 |
| 2 | 計画の着実な実現 | 170 |

参考資料

| | |
|--------|-----|
| 施策指標一覧 | 174 |
| 策定の経緯 | 188 |
| 用語の解説 | 196 |

文中に*を付した語句については、196ページ以降に「用語の解説」がありますので御参照ください。

第1章
総論



1 計画策定の趣旨

本県では、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）まで、「第3期埼玉県教育振興基本計画—豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育—」（以下「第3期計画」という。）において、確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成など、10の目標を掲げ、教育の振興に取り組んできました。

例えば、確かな学力の育成については、小・中学校において「埼玉県学力・学習状況調査*」を実施し、その調査結果の分析から見いだされた効果的な取組を各学校で共有するとともに、高等学校においては、「協調学習*」に取り組む、生徒の「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業改善を図るなど、各校種において指導の工夫・改善を着実に進めてきました。

第3期計画期間内には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、数度にわたり緊急事態宣言が発令されました。学校では、令和2年（2020年）3月から5月まで臨時休業となり、その後も、体験的な活動を制限されるなど、教育活動の一部に支障が生じました。

一方で、GIGAスクール構想*によって整備されたICT*環境を活用し、児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心に合わせた学びや、児童生徒同士の相互のやり取りの中で理解を深める学習が行われるようになりました。日々の実践の中でデジタル技術のよさを生かし、コロナ禍*前の学校とは大きく異なる多様な教育活動が生み出されています。

その他、少子高齢社会の到来や、急速なグローバル化の進展、超スマート社会（Society 5.0）*の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きく転換している中で、教育には、子供たちの、社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

このように、社会の変化とともにこれからの時代を生き抜き、社会を担う子供たちの力を育んでいく教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本県の今後5年間の教育に関する基本的な計画として、令和6年度（2024年度）を計画の初年度とする「第4期埼玉県教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）を策定します。

第4期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第3期計画の成果と課題などとともに、「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4年度～令和8年度）」（以下「埼玉県5か年計画」という。）や「埼玉教育の振興に関する大綱」を踏まえ、また国の新たな「教育振興基本計画」も参考にしながら、SDGs*の達成年限である2030年や、更には日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示していきます。

2 計画の性格

■「教育基本法」に基づく本県の教育振興基本計画

「教育基本法」に基づく教育振興基本計画として、令和5年(2023年)6月に策定された国の「第4期教育振興基本計画」(令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))を参考に、本県教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針としています。

■埼玉県5か年計画を踏まえた教育行政分野における計画

県政全般の総合的な計画である埼玉県5か年計画を踏まえた、教育行政分野における計画です。

3 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間です。



第3期計画では、「豊かな学びで 未来を拓く^{ひら}埼玉教育」を基本理念に掲げ、それを踏まえた10の目標の下に30の施策と155の主な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。

また、30の施策には38の施策指標を設定し、その達成状況等から、それぞれの施策の進捗状況を検証してきました。

令和4年度末(2022年度末)における38の施策指標の達成状況は、計画策定時の数値から目標値に向けて上昇しているものが22、そのうち目標値を達成しているものが7、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業や教育活動の制限などから下降又は同値であるものは16となっています。

目標値を達成している7の施策指標のうち、100%を目標値としていた施策については、達成した内容の維持向上や更なる質の充実を目指して取組を進め、それ以外の施策については、更に指標の数値を向上させることを目指して取組を進めていきます。

ここでは、第3期計画の10の目標ごとに代表的な施策を取り上げ、令和4年度末(2022年度末)時点の主な成果と課題を示します。



目標 I 確かな学力の育成

本県では、平成27年度（2015年度）から、小学校4年生から中学校3年生までを対象に「埼玉県学力・学習状況調査*」を実施し、児童生徒の学力と各学校の指導などとの関係を客観的なデータに基づいて分析しています。分析結果から見いだしたより効果的な施策や指導を全県で共有し、児童生徒一人一人の学力を伸ばしています。

この調査は、「学習した内容がしっかりと身に付いているのか」という視点に、「一人一人の学力がどれだけ伸びているのか」という視点を加えることで、児童生徒の成長していく姿が見える本県独自の調査です。

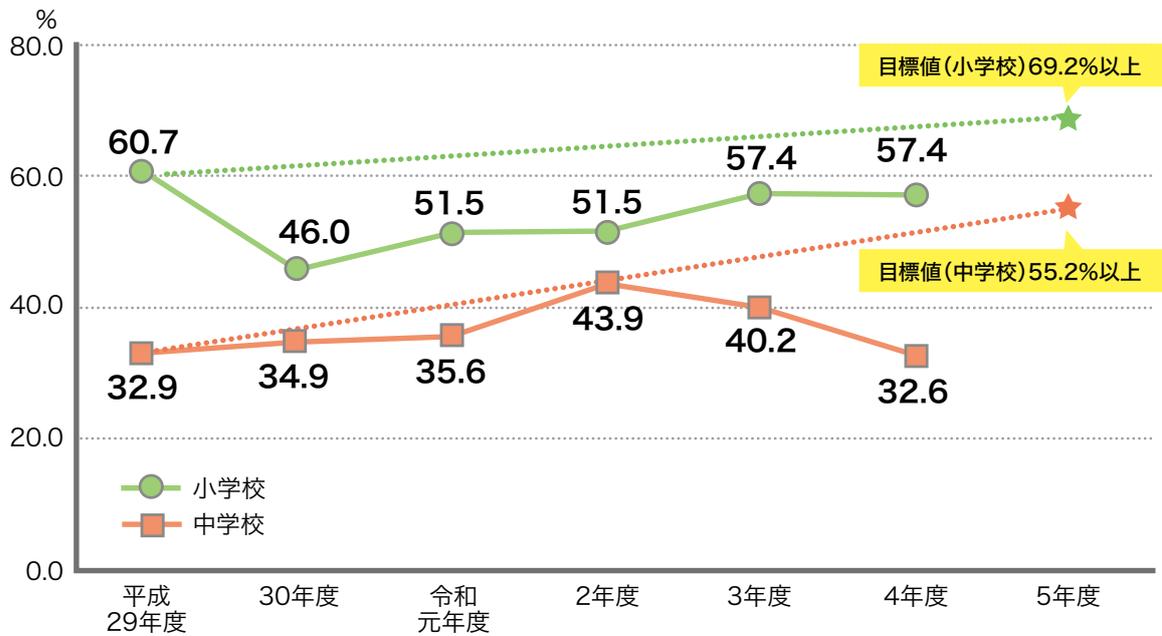
この「埼玉県学力・学習状況調査*」では、様々な難易度を設定した国語、算数・数学の問題に対する正誤の状況によって、学力レベルを12段階に分けて測定しています。小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの各2年間で、国語、算数・数学の学力レベルを、12段階中、2段階以上伸ばした児童生徒の割合は、平成29年度（2017年度）は小学校60.7%、中学校32.9%でしたが、令和4年度（2022年度）は小学校57.4%、中学校32.6%と、それぞれ3.3ポイント、0.3ポイント下降しました。

平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）にかけて、「埼玉県学力・学習状況調査*」のデータを、統計学や教科教育の専門的知見を有する研究機関へ提供し、分析を行った結果、「主体的・対話的で深い学び*」の実践が、自己効力感ややり抜く力といった非認知能力*などの向上を通じて、児童生徒の学力の向上と関連があることが分かっています。

「全国学力・学習状況調査*」において、平成27年度（2015年度）から令和3年度（2021年度）までは全国平均正答率（公立）を上回った教科はありませんでしたが、令和4年度（2022年度）は国語、算数・数学の全ての教科で上回っており、今まで積み重ねてきた各市町村や学校の学力向上に関する取組の成果が表れ、児童生徒の学力が着実に向上していると考えられます。

一方で、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合がやや下がっている要因は、小・中学校ともに「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業改善がまだ十分ではないことなどが考えられます。そのため、「主体的・対話的で深い学び*」の実践を更に充実させることが必要です。

「埼玉県学力・学習状況調査*」において、
学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合



- 「埼玉県学力・学習状況調査*」において、小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの2年の間に、国語及び算数・数学の学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合
出典：「埼玉県学力・学習状況調査*」（埼玉県）



目標Ⅱ 豊かな心の育成

本県では、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、発達段階に応じた様々な体験活動を推進するとともに、本県独自に作成した教材を活用した道徳教育や、読書活動を推進してきました。

また、児童生徒が社会の一員として責任のある態度が取れるようにすることを目指して、基本的な生活習慣や学習習慣の中から、これだけは身に付けさせたい事柄を各学年12項目の「規律ある態度」として設定しています。この「規律ある態度」のうち、小学校2年生から中学校3年生までの児童生徒の8割以上が身に付けている項目数の割合は、平成29年度（2017年度）は小学校93.3%、中学校91.7%でしたが、令和4年度（2022年度）は小学校81.7%、中学校86.1%と、それぞれ11.6ポイント、5.6ポイント下降しました。

小・中学校ともに、「登校時刻」や「ていねいな言葉づかい」、「集団の場での態度」といった項目は、第3期計画期間を通して全ての学年で身に付けている児童生徒の割合が8割を上回っています。一方で、第3期計画策定前からの課題である「話を聞き、発表する」等に加え、「整理整頓」において、身に付けている児童生徒の割合が8割以上の学年が減少しました。その結果、児童生徒の8割以上が身に付けている項目の割合が下がっています。コロナ禍*において、児童生徒への指導が行き届きにくかったことや、発表する機会が減少したことなどが要因と考えられます。

引き続き、児童生徒が「話を聞き、発表する」や「整理整頓」といった、学習の決まりや行動の仕方を身に付けられていると実感できるよう、体験活動や道徳教育などを推進していく必要があります。

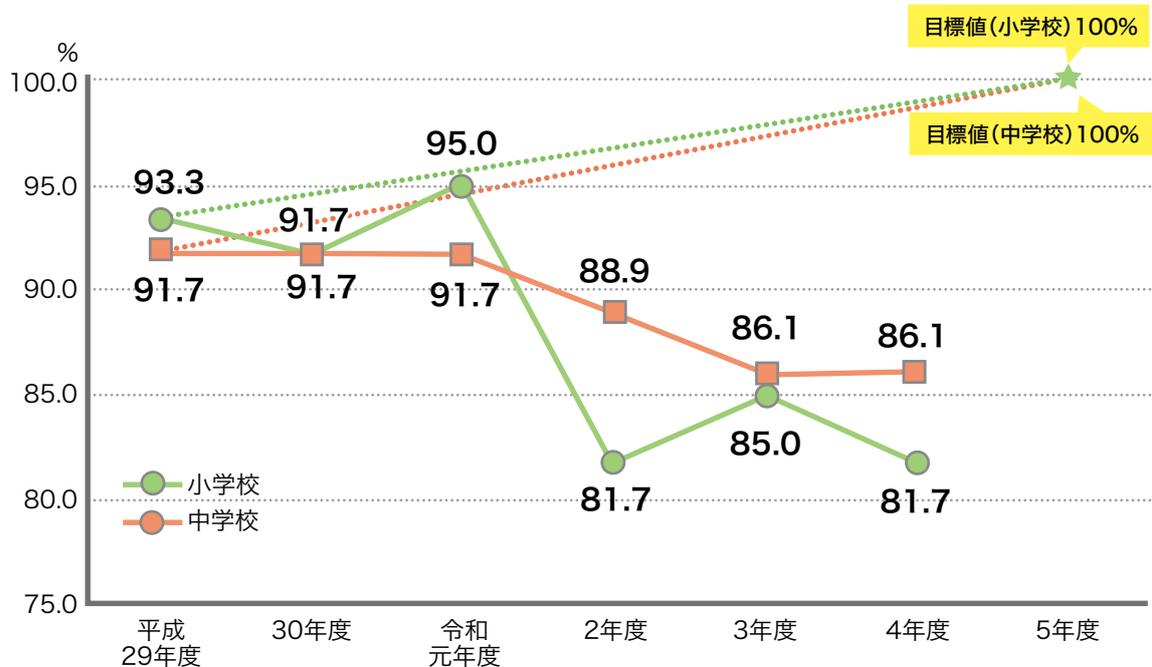
他方、いじめを許さない意識の醸成や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むなど、生徒指導の充実を推進しました。

県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）の各年度のいじめ認知件数のうち、それぞれ翌年度7月末までに解消された件数の割合（以下「解消率」という。）は、令和2年度（2020年度）は96.5%でしたが、令和3年度（2021年度）は98.0%と、1.5ポイント上昇しました。

解消率が上昇した要因として、「いじめ防止対策推進法」に基づく対応や、重大な事態に至らないよう初期段階からの積極的な対応が徹底されるなど、学校現場において丁寧な対応が取られたことなどが考えられます。

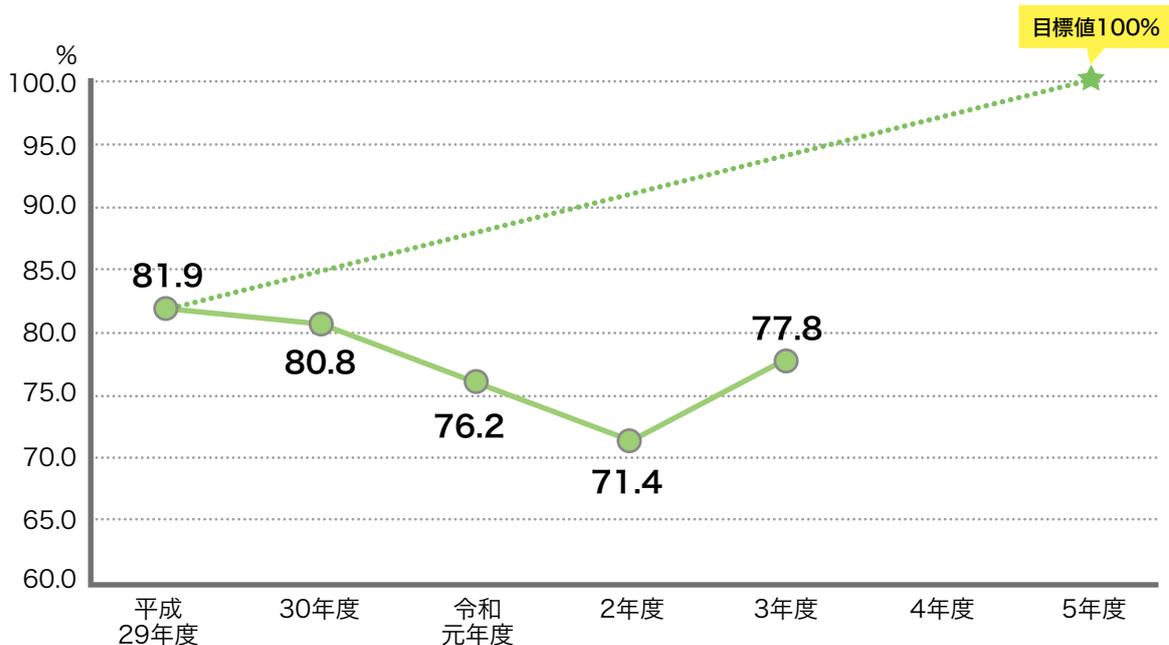
引き続き、いじめの未然防止に取り組み、いじめを生まない環境づくりを進めることが大切です。その上で、いじめの解消率100%を目指し、教職員の意識向上やスクールカウンセラー等の専門職の配置充実など、教育相談体制の充実を図っていく必要があります。

児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合



● 県が設定した「規律ある態度」(各学年12項目)のうち、小学校2年生～中学校3年生の8割以上が身に付けている項目の割合
 出典:「埼玉県学力・学習状況調査*」(埼玉県)及び「『規律ある態度』調査」(埼玉県)

いじめの解消率



● 県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合
 出典:「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

目標Ⅲ 健やかな体の育成

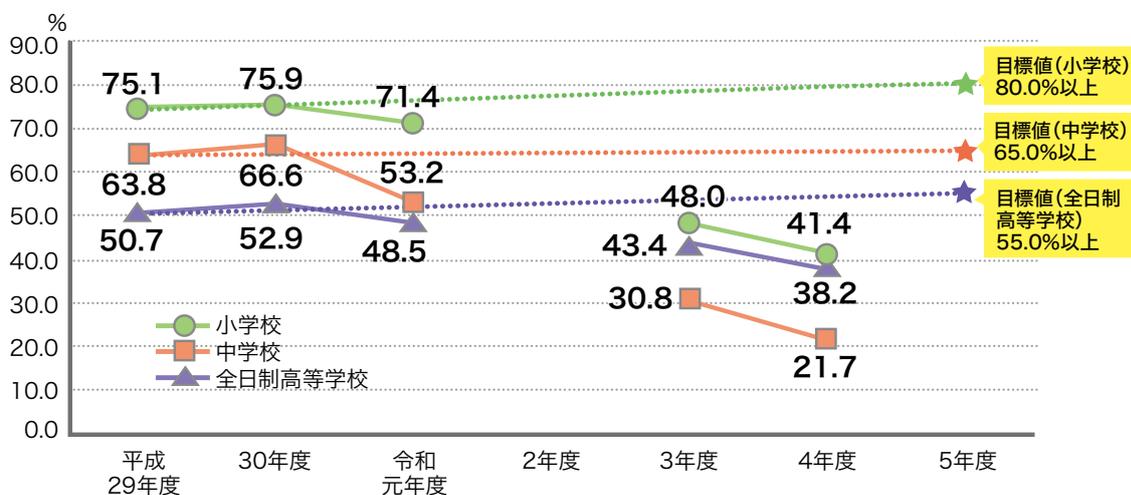
本県では、「埼玉県児童生徒の新体力テスト」において一人一人の目標が設定できる体カブロフィールシートを活用してきめ細かな指導を行うとともに、教員対象の実技研修会等の実施などを通して、児童生徒の体力の向上と学校における体育的活動の充実を推進してきました。

「埼玉県児童生徒の新体力テスト」の5段階絶対評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合が学校種別の目標値（小学校80%、中学校85%、全日制高等学校90%）に到達した学校の割合は、平成29年度（2017年度）は小学校75.1%、中学校63.8%、全日制高等学校50.7%でしたが、令和4年度（2022年度）は小学校41.4%、中学校21.7%、全日制高等学校38.2%と、それぞれ33.7ポイント、42.1ポイント、12.5ポイント下降しました。

目標値に到達した学校の割合が減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症対策のため、運動会、体育祭などの体育的行事を含めた体力向上に対する取組が減少したことが挙げられます。令和3年度（2021年度）においては、体力向上に対する取組をコロナ禍*前の状況に戻すことができなかった学校が多い状況でしたが、令和4年度（2022年度）以降は新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら以前の取組状況に戻りつつあります。

体力の向上には、自発的に体を動かすことが重要です。発達段階に応じた楽しさや喜びを知り、運動やスポーツを好きになることで、自発的に体を動かすことにつながります。運動やスポーツが好きな児童生徒を増やすためにも、体育の授業や体育的行事をより充実させる必要があります。

体力テストの5段階絶対評価で目標を達成した学校の割合



● 体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合が校種別の目標値（小学校80%、中学校85%、全日制高等学校90%）に到達した学校の割合

出典：「埼玉県児童生徒の新体力テスト」(埼玉県)

目標Ⅳ 自立する力の育成

本県では、児童生徒が将来、社会人・職業人として自立できるよう、産業界等と連携したキャリア教育*の実施や、地域の企業等と連携した実践的な職業教育*、特別支援学校高等部の生徒への多角的な就労支援などを推進してきました。

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「職場体験・インターンシップ*実施状況等調査」における公立高等学校（さいたま市立を除く。）の職場体験やインターンシップ*の実施率は、平成28年度（2016年度）は80.2%でしたが、令和4年度（2022年度）は27.5%と、52.7ポイント下降しました。

企業等で就業体験を行うインターンシップ*の実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響によって実施を見送る学校が多かったことから、計画策定時を大きく下回りました。就業体験を見送った学校においては、その代替としてオンラインによる工場見学や企業等との情報交換会を行うなどの方法でキャリア教育*を実践しました。

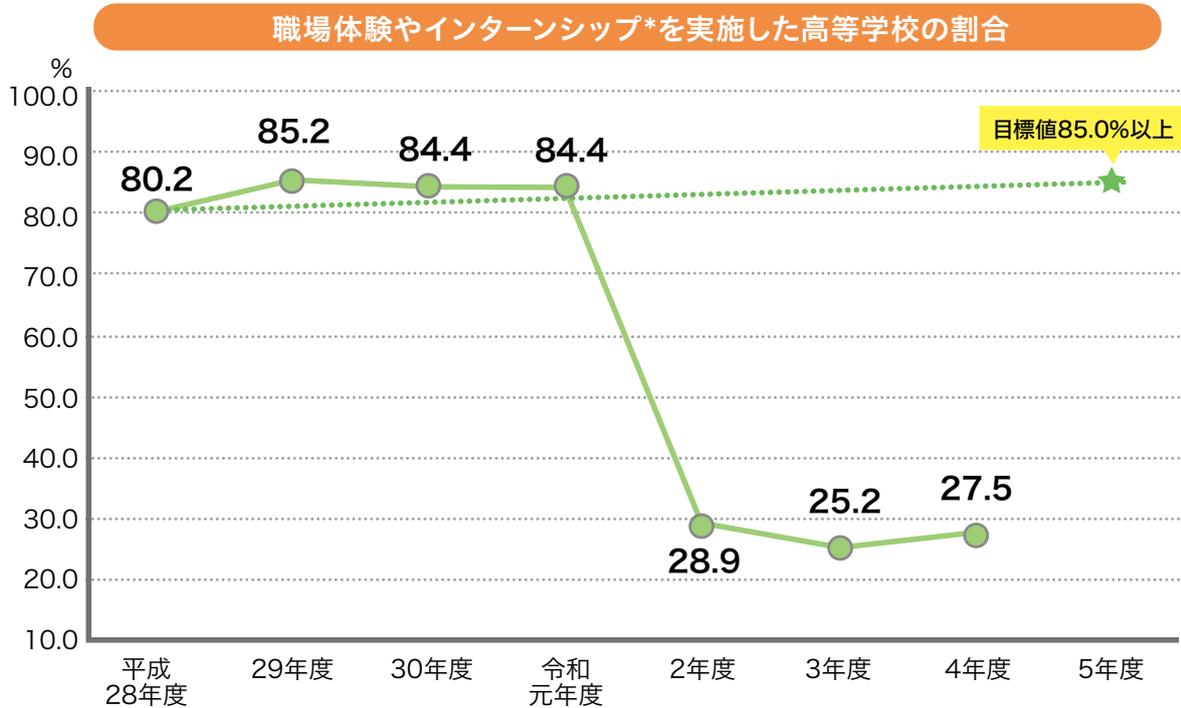
就職前に企業や業界を理解することができるインターンシップ*は、勤労観・職業観の育成に有効であり、コロナ禍*で減少したインターンシップ*を増やしていく必要があります。

また、県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合（内定を含む。）は、平成29年度（2017年度）は83.2%でしたが、令和4年度（2022年度）は85.9%と、2.7ポイント上昇しました。

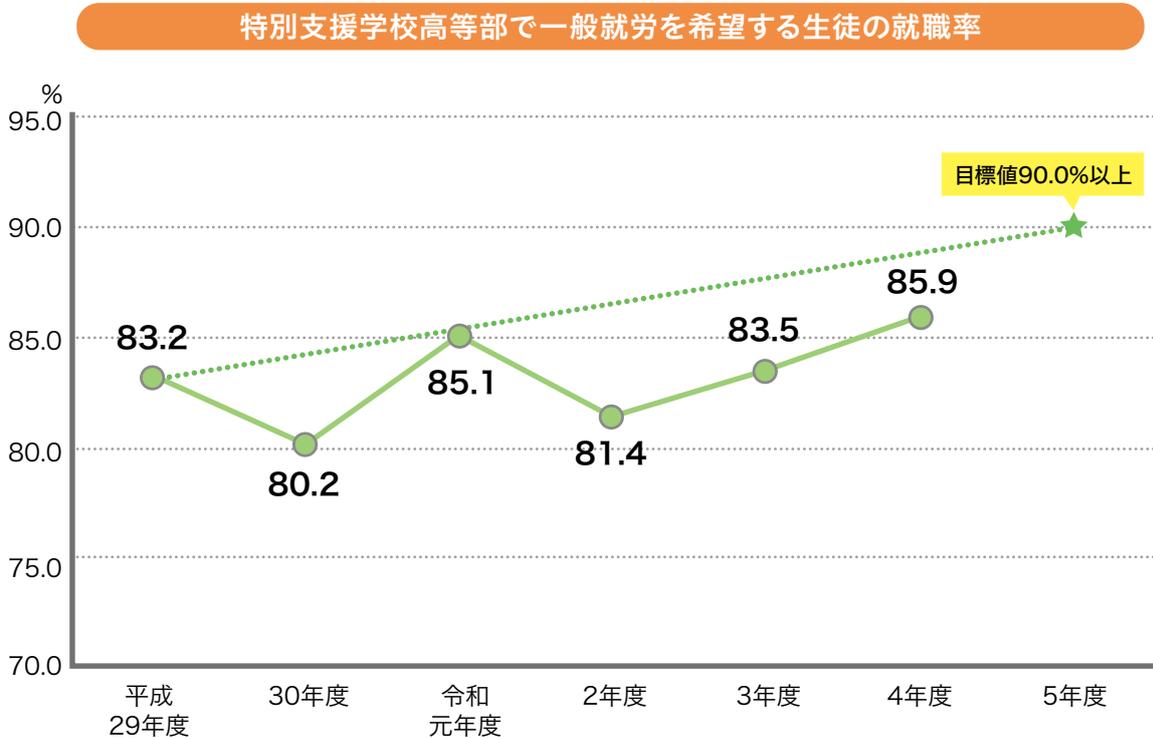
障害者の一般就労に当たっては、企業側にとっては障害特性を把握するため、また障害者にとっては業務内容を把握するとともに自己の職業への適性に対する理解を深めるために、現場実習を経るケースが一般的です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で現場実習の実施を控える企業等もありましたが、障害者の雇用を希望する企業等に働き掛け、新規実習先を開拓したことが、前述の割合の上昇につながりました。

引き続き、新規実習先・就労先の開拓に向けて、企業等向け学校公開の実施や経済団体等との連携強化などを進める必要があります。





● 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「職場体験・インターンシップ*実施状況等調査」における公立高等学校（さいたま市立を除く。）の実施率
 出典：「職場体験・インターンシップ*実施状況調査」（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）



● 県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合（内定を含む。）
 出典：埼玉県による実績調査

目標 V 多様なニーズに対応した教育の推進

本県では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実や、多様な学びの場における効果的な教育活動の研究など、不登校児童生徒への支援、高校中途退学防止の取組を行ってきました。

1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の割合（病気や経済的な理由による者を除く。）は、平成29年度（2017年度）は小学校0.37%、中学校2.84%でしたが、令和3年度（2021年度）は小学校0.90%、中学校4.46%と、それぞれ0.53ポイント、1.62ポイント上昇しました。

教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制の充実に取り組んでいるものの、不登校に対する社会の見方が「問題行動」から「理解し、受容するもの」へと変化していることや、コロナ禍*での生活習慣の乱れ、学校生活に様々な制限がある中で交友関係を築きにくいことなどから、近年、全国的にも不登校児童生徒数は増加しています。

不登校児童生徒に対する支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的かつ計画的な支援が重要であるため、教育相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、多様で適切な教育機会を確保していくことが必要です。

公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の割合は、平成29年度（2017年度）は全日制0.91%、定時制8.00%でしたが、令和3年度（2021年度）は全日制0.79%、定時制6.61%と、それぞれ0.12ポイント、1.39ポイント下降しました。

高校中途退学防止に向けた面談や家庭訪問、学び直し指導などきめ細かな支援の結果、数値は改善しています。

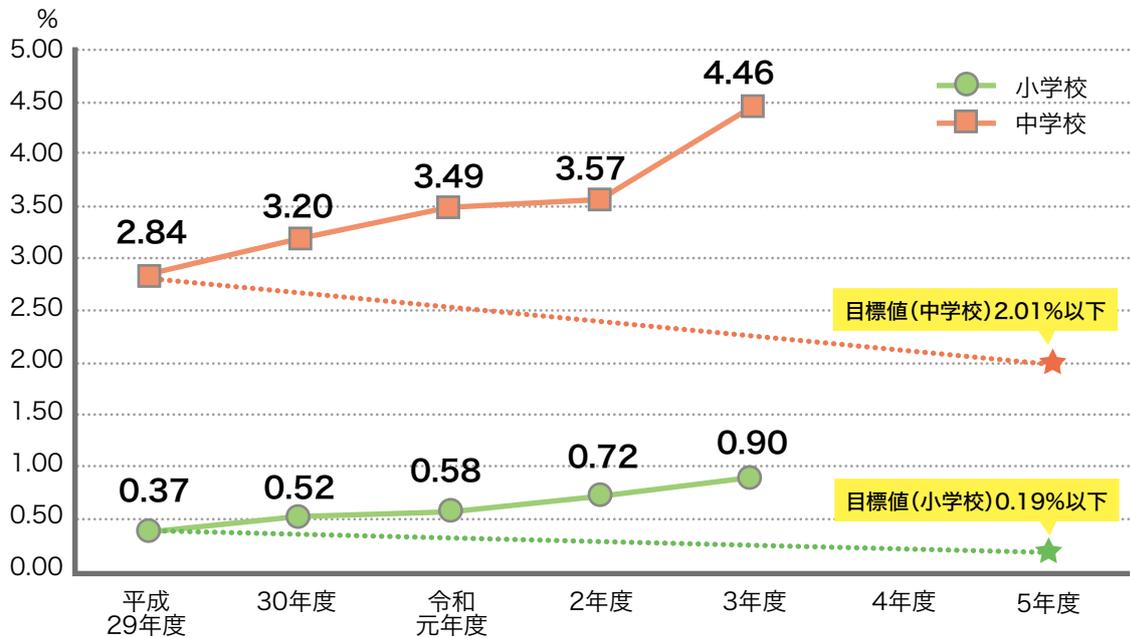
引き続き、スクールカウンセラー等の専門職や関係機関等と連携し、個々の生徒の状況に応じた支援を行う必要があります。

また、基礎学力に課題がある生徒や日本語指導が必要な児童生徒を支援するため、学習サポーターの配置や国際交流員の派遣などを行ったほか、ヤングケアラー*への支援として元ヤングケアラー*等を講師とする出張授業などを行い、一人一人の状況に応じた支援を推進しました。

外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修を受講した教員数は、令和元年度（2019年度）の101人から、3年間で299人増え、令和4年度（2022年度）には累計で400人となっており、目標値の500人に向けて教員数が着実に増加しています。

教育をめぐるニーズは多様化しており、一人一人の状況に応じた教育を更に進める必要があります。

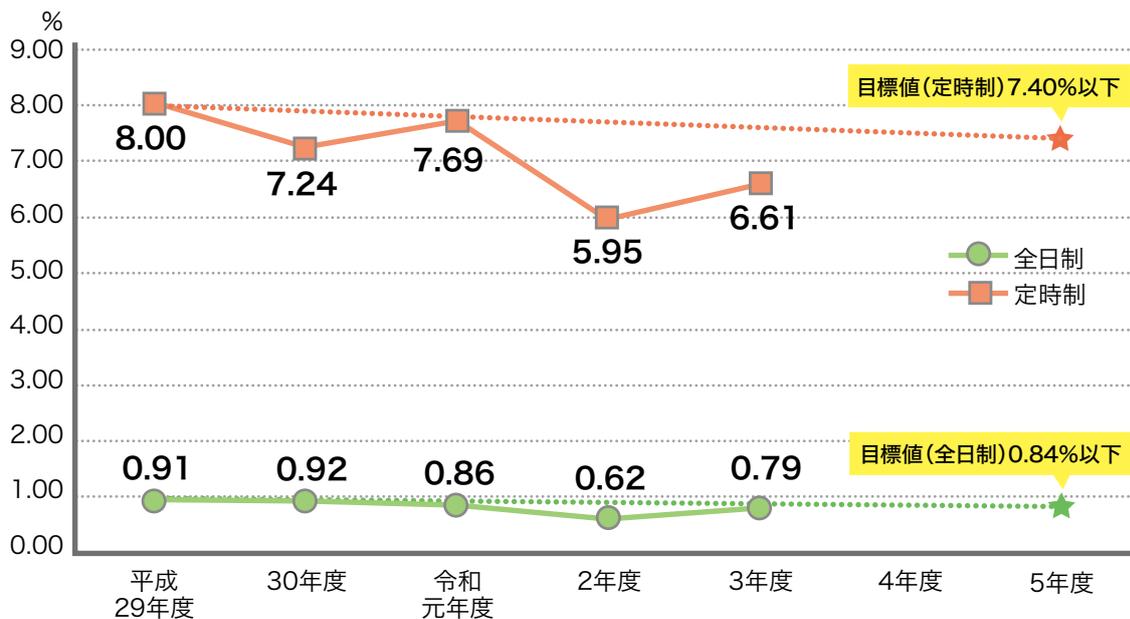
不登校（年間30日以上）児童生徒の割合



● 1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の割合（病気や経済的な理由による者を除く。）

出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

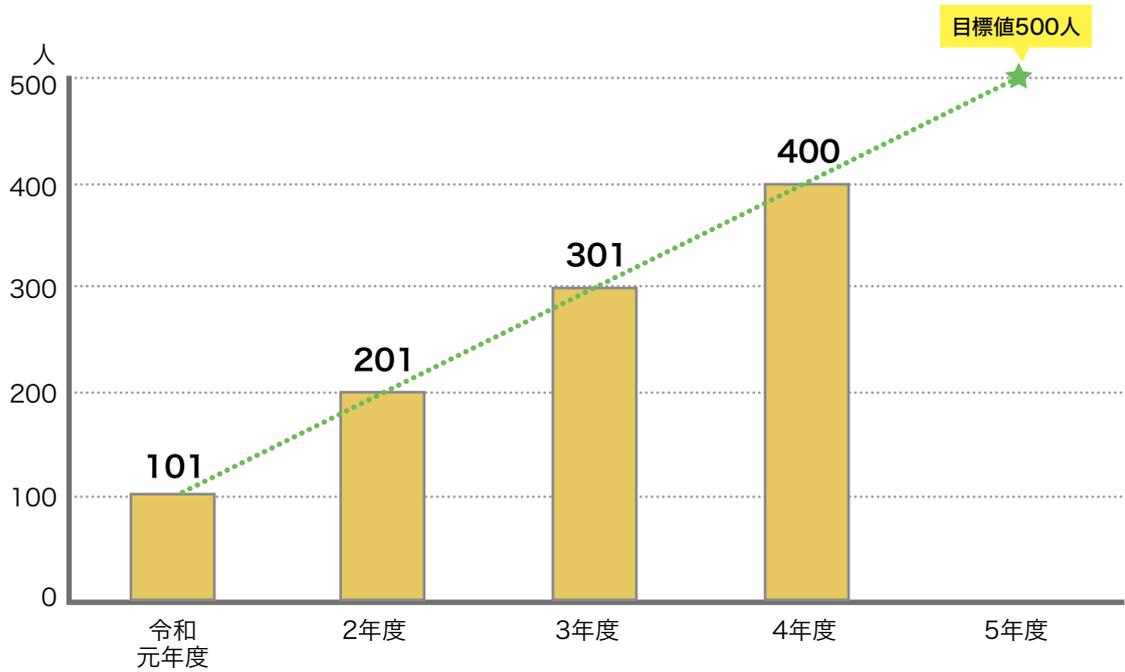
公立高等学校における中途退学者割合



● 公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の割合

出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

日本語指導に関する研修を受講した教員数



●外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修を受講した教員数
出典：埼玉県による実績調査



目標Ⅵ 質の高い学校教育のための環境の充実

本県では、優れた教職員を確保するため、大学生に教員という職業の魅力を伝える「彩の国かがやき教師塾*」の実施や、教員養成大学との連携協定に基づく教職の魅力発信等の取組の実施などに取り組んでいます。また、教職員の資質・能力を向上させるため、教職員研修や教員同士が学び合うネットワークの構築、「埼玉県学力・学習状況調査*」のデータから見えてきた優れた指導技術の共有などを行っています。

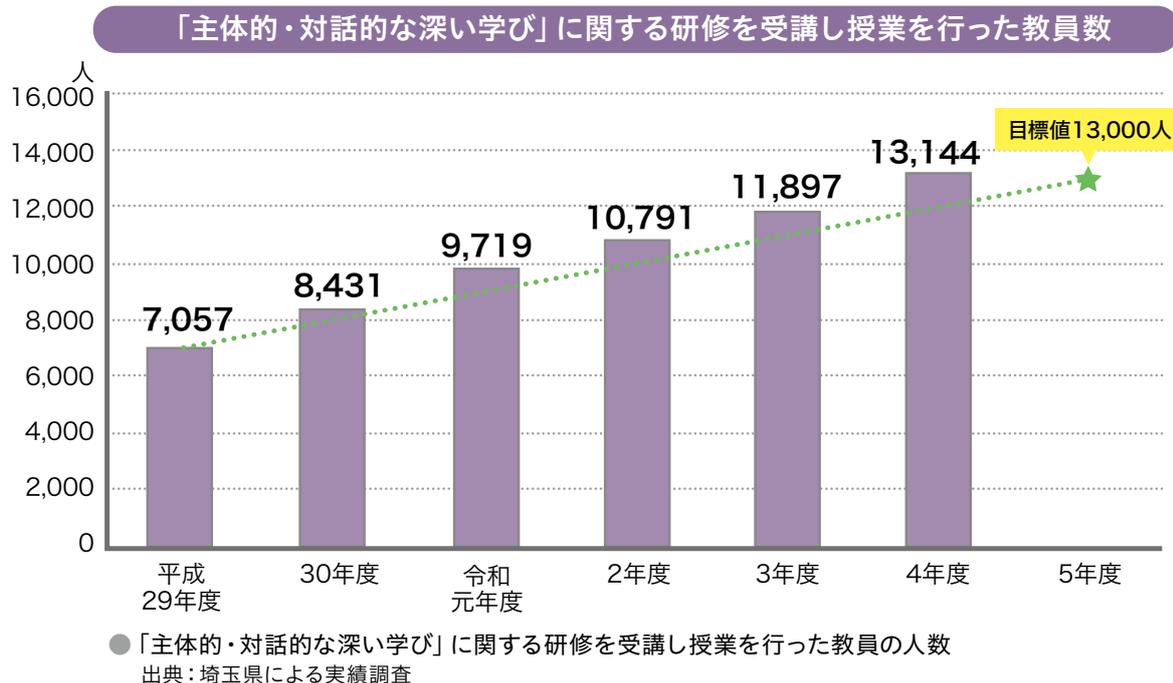
「主体的・対話的で深い学び*」に関する研修を受講し、その視点で授業を行った教員数は、平成29年度（2017年度）の7,057人から、5年間で6,087人増え、令和4年度（2022年度）には累計で13,144人となっています。

引き続き、「主体的・対話的で深い学び*」の充実を図るとともにその実践を更に効果的なものとするため、また、1人1台端末の活用などを通じて児童生徒の学びを深めることができるよう、全ての教員のICT*活用指導力を向上させることも必要です。

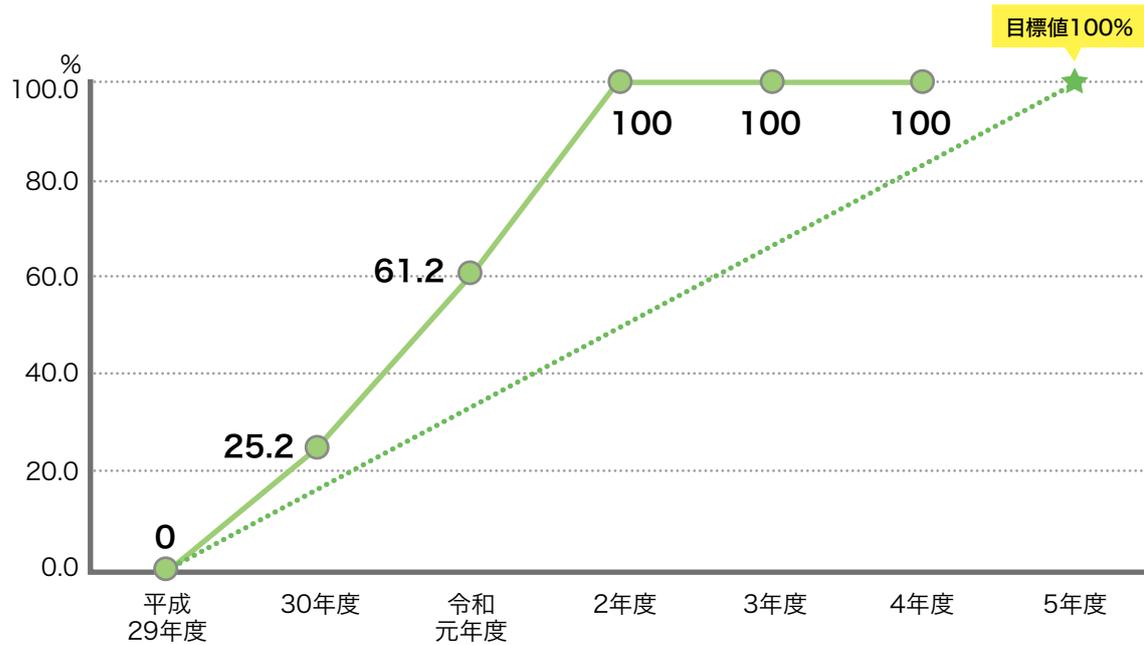
また、授業改善や校務効率化を図るための県立学校におけるICT*環境整備など、学習環境の整備・充実を推進してきました。

ホームルームで使用している普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合は、平成29年度（2017年度）は0%でしたが、令和2年度（2020年度）には100%を達成しました。

今後、1人1台端末の本格的な活用が進む中、教員のICT*活用指導力を高めるとともに、より高度な利用に堪え得る無線LAN環境を構築するなど、学校教育の質を高めていく必要があります。



普通教室において無線LANが利用できる環境にある
県立高等学校の割合



- ホームルームで使用している普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合
出典：埼玉県による実績調査



目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上

本県では、埼玉県家庭教育アドバイザー*の養成を進め、県内各地域における「親の学習*」の推進や地域子育て支援拠点*への支援に取り組んできました。

埼玉県家庭教育アドバイザー*が「親の学習*」プログラムを活用して行う「親の学習*」講座の年間実施回数は、平成29年度（2017年度）は1,697回でしたが、令和4年度（2022年度）は988回となっています。

「親の学習*」には、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」と、近い将来親となる可能性がある中学生や高校生を対象とした「親になるための学習」があります。子供と一緒に「ふれあい遊び」体験や、実際の子育ての様子を疑似体験するロールプレイなど、人と直接関わることで参加者の理解が深まる体験的な講座が中心となっています。コロナ禍*においては、対面での実施には大幅な制限を受けており、令和4年度（2022年度）においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比較すると依然として少ない状況でした。一方で、オンラインでも「親の学習*」講座を実施できるよう内容を工夫し、埼玉県家庭教育アドバイザー*向けに研修を行った上で、代替可能な範囲で一部の講座をオンラインで実施しました。

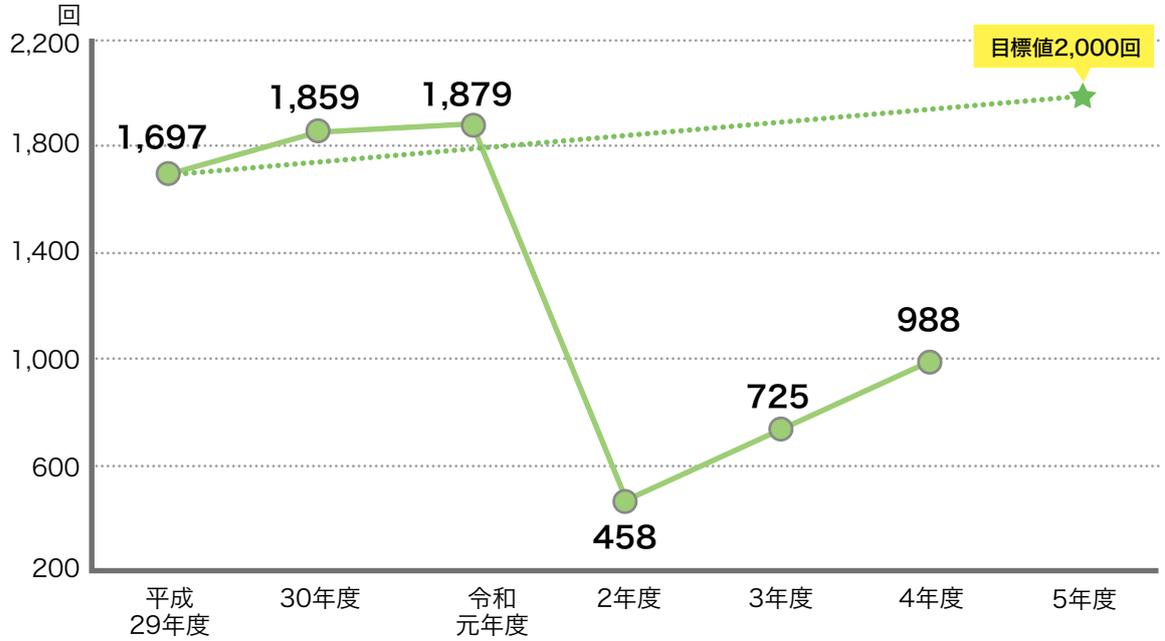
対面での講座内容・実施方法の工夫や、オンライン講座で代替可能な範囲を検討するなど、ポストコロナ*においても家庭の教育力向上に取り組む必要があります。

また、「学校応援団*」や放課後子供教室*の活動など地域学校協働活動*の推進や、コミュニティ・スクール*の設置推進などに取り組むことで、地域と連携・協働した教育を推進してきました。

小・中学校におけるコミュニティ・スクール*の数は、令和8年度（2026年度）までに全ての小・中学校（令和5年度（2023年度）当初時点で1,044校）に導入することを目指している中、平成30年度（2018年度）の281校から、令和4年度（2022年度）には772校となっています（この指標は埼玉県5か年計画にも記載されています。）。

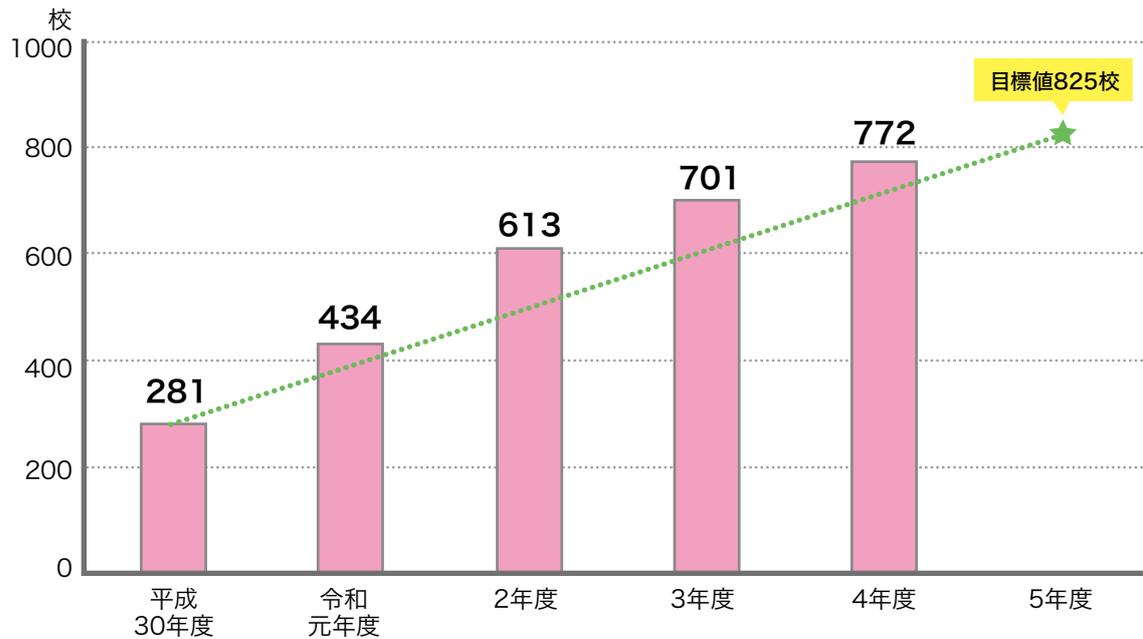
第3期計画期間中、国の補助金を活用してコミュニティ・スクール*の充実を目指す市町村を支援したことや、市町村の担当者等を対象とした研修会や導入事例の紹介を行ったこと、未導入市町村を訪問し導入に向けての支援をしたことなどから、導入校数が大きく伸びました。コミュニティ・スクール*の趣旨について更に理解が進み、全ての小・中学校で導入されるよう、引き続き市町村への支援を行う必要があります。

「親の学習*」講座の年間実施回数



● 埼玉県家庭教育アドバイザー*が「親の学習*」プログラムを活用して行う「親の学習*」講座の年間実施回数
出典：埼玉県による実績調査

小・中学校におけるコミュニティ・スクール*の数



● 小・中学校におけるコミュニティ・スクール*の数
出典：「コミュニティ・スクール* (学校運営協議会制度) の導入・推進状況等調査」(文部科学省)

目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進

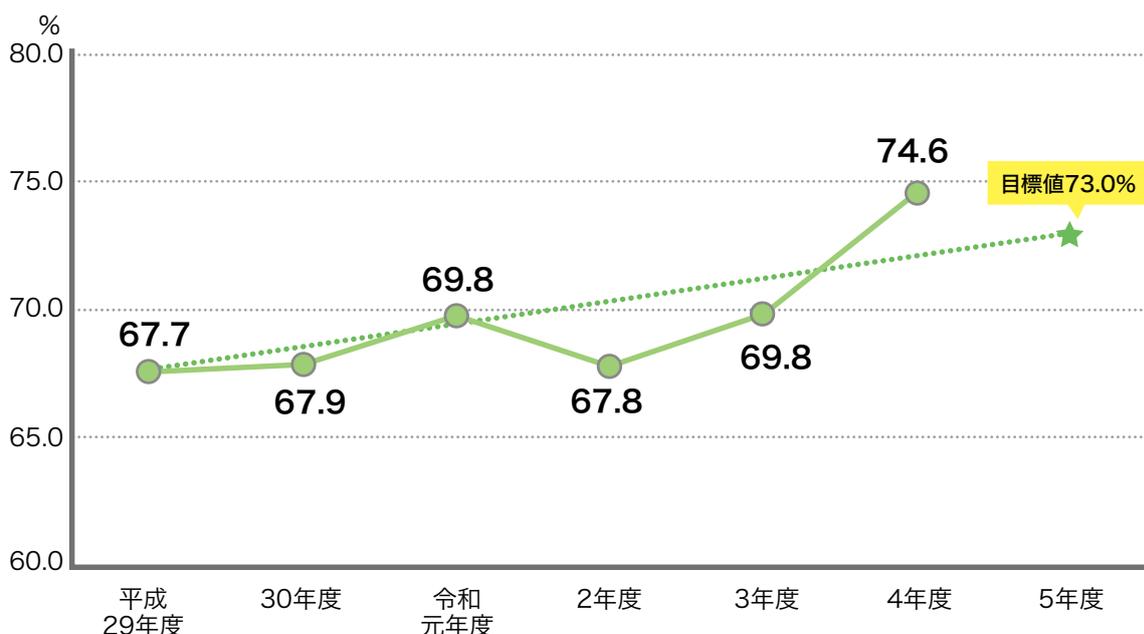
本県では、県民の学びを支える環境を整備するとともに、学びの成果の活用を促進するため、情報発信サイト「生涯学習ステーション」による指導者やイベント、講座などの生涯学習に関する情報の提供や、げんきプラザを活用した体験活動の充実、県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実、学びを活用した地域課題解決への支援などに取り組んできました。

県政サポーターアンケートにおいて、「この1年くらいの中に『生涯学習活動』をしたことがある」と回答した人の割合は、平成29年度（2017年度）は67.7%でしたが、令和4年度（2022年度）は74.6%と、6.9ポイント上昇しました。

令和4年度（2022年度）のアンケートにおいては、「どのような施設や場所を使って活動を行ったか」という質問に対して、音楽ホールなどの「文化施設」や「オンライン」といった選択肢が前年度と比べて一定程度伸びを示しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が3年目となる中で、オンラインコンテンツの活用が進むとともに、社会経済活動の再開に伴い、コンサート等への参加者数が増加していることなどが全体の伸びにつながっているものと推察されます。

1年間に生涯学習活動に取り組んだ人の割合の更なる向上に向けて、県民一人一人のニーズに応じた生涯学習情報を、より多く提供していく必要があります。

1年間に生涯学習活動に取り組んだ人の割合



● 県政サポーターアンケートにおいて、「この1年くらいの中に『生涯学習活動』をしたことがある」と回答した人の割合

出典：「県政サポーターアンケート」（埼玉県）

目標Ⅸ 文化芸術の振興

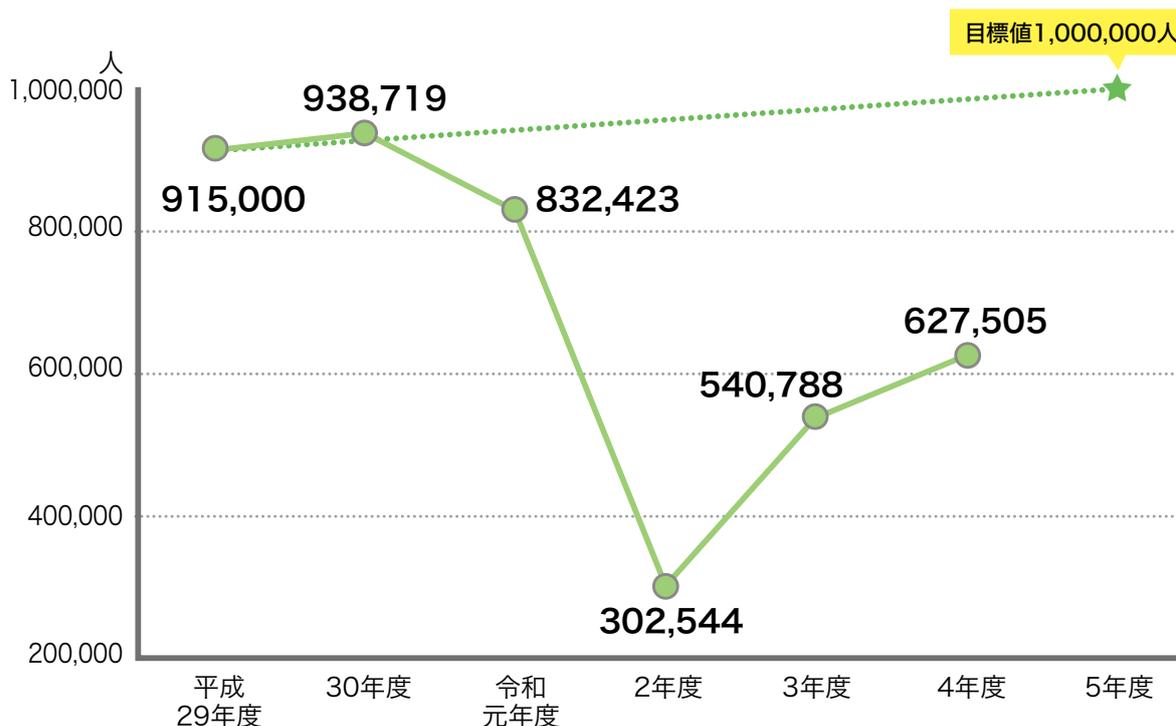
本県では、文化芸術活動の充実のため、埼玉県芸術文化祭の開催や県立博物館等における魅力ある企画展等の実施、子供たちに対する教育普及活動などに取り組んできました。また、令和元年度（2019年度）に埼玉県文化財保存活用大綱を策定し、地域の潜在的な文化財の掘り起こしやその魅力発信を行うとともに、市町村における文化財保存活用地域計画の策定やその推進を支援してきました。加えて、県立博物館等における企画展等の実施などで、伝統文化の保存と持続的な活用を推進してきました。

県立博物館等における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数は、平成29年度（2017年度）は91.5万人でしたが、令和4年度（2022年度）は62.8万人となっています。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休館など、影響が最も大きかった令和2年度（2020年度）を底に、回復傾向にはあるものの、社会経済活動の停滞の影響によって、計画策定時を下回る利用者数となっています。

利用者の増加に向けて、各館の企画展等の内容を更に魅力的にするとともに、その情報をより多くの県民に届けることが課題です。また、デジタル技術を活用した展示方法の提供など、県立博物館等の新しい利用方法についても検討する必要があります。

県立博物館等の年間利用者数



● 県立博物館等における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数
出典：埼玉県による実績調査

目標 X スポーツの推進

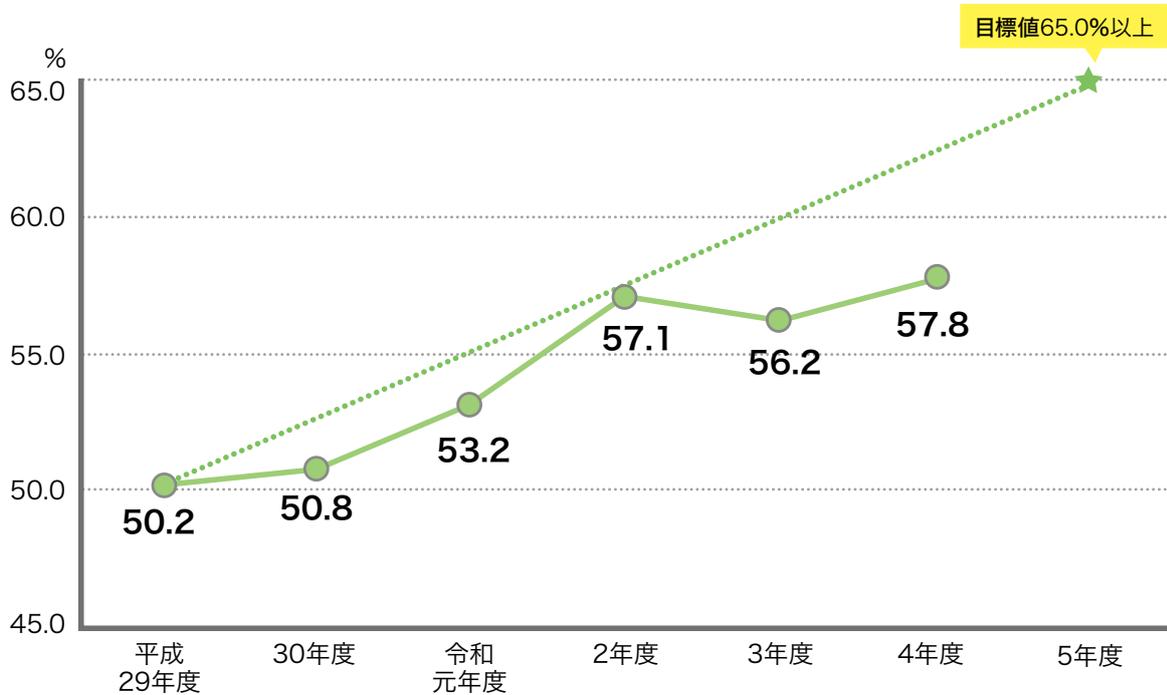
本県では、県民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*への支援や、県民総合スポーツ大会の開催、プロスポーツチーム等との連携によるイベントの開催等に取り組むなど、様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進してきました。

スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合（スポーツ実施率）は、平成29年度（2017年度）は50.2%でしたが、令和4年度（2022年度）は57.8%と、7.6ポイント上昇しました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて伸び悩んでいるものの、ラグビーワールドカップ2019*や東京2020オリンピック・パラリンピック*によってスポーツへの関心が高まり、スポーツ実施率は上昇基調にあります。一方で、年代別に見ると、30代～50代の働き盛り・子育て世代は、スポーツ実施率が低くなっています。

今後は、誰もが生涯にわたって充実したスポーツライフを送れるように、スポーツ実施率が低い世代のニーズに応じたスポーツ機会の提供促進などに取り組む必要があります。

スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合（スポーツ実施率）



● 県政世論調査で週に1回以上スポーツをすると答えた20歳以上の県民の割合
出典：「県政世論調査」（埼玉県）

教育を取り巻く社会の動向と 社会状況の変化

1 人口減少と人口構造の変化

本県の人口は令和3年（2021年）の734.3万人（埼玉県推計人口）まで増加を続けてきましたが、令和4年（2022年）には733.1万人と減少に転じ、令和22年（2040年）には約685万人に減少すると予想されています。年齢区分では、0歳から14歳までの年少人口は、減少が続いており、令和5年（2023年）で86.0万人です。今後も緩やかな減少を続け、令和22年（2040年）には約75万人になると見込まれています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）をピークに減少が続いており、令和5年（2023年）で454.3万人です。令和22年（2040年）には約380万人まで減少する見通しです。

一方、65歳以上の高齢者は、令和5年（2023年）で197.8万人であり、令和22年（2040年）には約230万人に増加することが見込まれ、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

また、本県における在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時減少したものの、令和4年（2022年）には約21.3万人と過去最高になり、平成30年（2018年）と比べ約3.2万人増加しています。

出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ
(<https://www.ipss.go.jp>)



出典：「在留外国人統計」出入国在留管理庁
(<https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/index.html>)



2 経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、経済活動は制限され、国際社会は未曾有の経済停滞にさらされました。

このことは我が国の経済にも甚大な影響をもたらし、急激かつ大幅な景気後退に至りました。令和4年(2022年)以降、緩やかに持ち直していますが、ロシアのウクライナ侵略等による原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇は、国内物価を上昇させ、家計・企業の活動などに影響を与えています。

「埼玉県経済動向調査」によると、本県の経済も新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況が続いていましたが、回復への動きが見られるとされています。

また、同調査では、令和5年(2023年)3月の有効求人倍率(季節調整値、新規学卒者を除きパートタイム労働者を含む。)は1.04倍、県内を就業地とする求人数を用い算出した就業地別の有効求人倍率は1.17倍など、本県の雇用情勢は、緩やかに持ち直しているといわれています。

一方で、不安定な非正規雇用の増加や格差の固定化の懸念が指摘されています。「令和4年就業構造基本調査」(総務省)によると、県内の有業者に占める非正規雇用者の割合は、33.5%と全国よりも1.9ポイント高くなっているとされています。

また、「2022(令和4)年国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、全国の子供の相対的貧困*率は11.5%であり、約9人に1人の子供が相対的貧困*状態にあるとされています。また、いわゆるひとり親家庭(子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯)の相対的貧困*率は44.5%と、ひとり親家庭の半数近くが相対的貧困*状態にあるとされています。

貧困家庭で育った子供は、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあると言われています。また、十分な教育を受けられないことで進学や就職で不利になり、収入の高い職に就けないなど、親の代から貧困が連鎖してしまうという問題が指摘されています。



3 身近に迫る脅威と新たな社会への進展

ロシアによるウクライナ侵略などの国家間の政治的・経済的な緊張や紛争、テロリズム、新型コロナウイルス感染症の流行などが原因で、世界的に不安定な状況が続いています。このような状況は、グローバル化の進展に伴い強まった世界の国々の国際貿易などの相互依存関係とともに、世界経済にだけでなく、原材料や製品の生産コストの上昇による物価高騰など、ひいては私たちの生活にも影響を与えています。

また、近年、気候変動の影響から、自然災害が激甚化・頻発化していることが指摘されており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれています。今後発生が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震や火山噴火など、災害への備えが必要です。今後も更に高まる自然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するために、あらゆる努力が求められています。

このような状況の中、学校においては児童生徒の安全を守ることを何よりも優先する必要があります。児童生徒に危害をもたらす様々な危険や事故等を防止し、万が一、事故や自然災害等が発生した場合には、被害を最小限にするための取組が求められます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活を一変させ、社会に新しい生活様式をもたらしました。中でも、テレワーク*や、オンライン教育、オンライン診療などのオンラインサービスをはじめとする新しい働き方・暮らし方は、より多様で柔軟な生き方の実現へとつながっています。

ポストコロナ*時代を見据えて、デジタル技術の活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション（DX）*が求められています。

DX*の実現は、教育の分野にも大きな変革をもたらし、児童生徒の学びを豊かにし、教職員の働き方を効率的なものに変えるなど様々な課題を解決する大きな可能性を秘めています。

4 子供をめぐる教育的ニーズの多様化

本県における特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）は平成29年度（2017年度）の約1.3倍の2万人超となり、小・中学校、高等学校の通常の学級においても、通級による指導*を受けている児童生徒が増加しています。

また、令和4年（2022年）に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の小・中学校の通常の学級に8.8%程度の割合で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が在籍しているという推計が示されています。

さらに、不登校児童生徒が全国的にも増加している中、本県においても増加の傾向にあり、令和4年度（2022年度）の本県の不登校児童生徒は約14,000人となっています。

加えて、本県における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍・日本国籍含む。）は、約3,700人で10年前の約2.6倍に相当します。こうした中、平成31年（2019年）に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことや、令和5年（2023年）に特定技能2号の対象分野追加が決まったことなどから、在留外国人の更なる増加が見込まれ、それに伴い外国人児童生徒の増加も予想されます。

そのほか、ヤングケアラー*や、LGBTQ*の児童生徒への支援など、教育をめぐるニーズは多様化しており、対応が求められています。

また、令和5年（2023年）4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、一人一人の状況に応じた更なる支援が求められています。

5 教職員を取り巻く状況の変化

我が国の教員の勤務時間はOECDによる調査では調査参加国の中で最長であり、教職員の児童生徒への献身的な姿勢とともに、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加していることが指摘されています。

また、いわゆる超過勤務に相当する時間外在校等時間*が本県の「学校における働き方改革基本方針」の目標である月45時間を超えている教員の割合は、令和4年（2022年）11月時点で、小学校36.1%、中学校50.8%、高等学校29.4%、特別支援学校11.5%となっており、時間外在校等時間*の一層の縮減が課題となっています。加えて、近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や教員採用選考試験の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等を要因とした、採用倍率の低下や教員不足といった課題も生じており、学校における働き方改革*の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められています。

6 地域と家庭の状況の変化

地域人口の減少や高齢化率の上昇でコミュニティの維持が困難となり、人と人との結び付きが希薄化し、地域での人間関係・信頼関係の構築が難しくなるという指摘があります。

地域社会において、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会*づくりを進めるためには、地域の活動・行事への参加や、地域の課題解決に向けた提案など、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要です。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等によって、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることが重要です。

第3期計画の成果と課題、教育を取り巻く社会の動向、社会状況の変化などを踏まえて、今後、取り組むべき課題は、以下のとおりです。

1

社会の激しい変化に対応するための 資質・能力の育成

急速なグローバル化の進展や超スマート社会（Society 5.0）*の到来といった変化の激しい社会を生き抜くためには、子供たちの、基礎的・基本的な知識や技能とともにどのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力を育成していくことが求められます。

具体的には、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自ら考えて表現する力、対話や協働を通じて知識や考えを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが挙げられます。

また、豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力などの育成を図るとともに、発達段階に応じて体力の向上、健康の保持増進を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要です。

■確かな学力と自立する力の育成

「何を学ぶか」だけではなく「何のために学ぶのか」という観点から、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が必要です。

本県においては、「埼玉県学力・学習状況調査*」などの取組による成果を基に、個別最適な学び*と協働的な学び*を一体的に充実し、子供たちに知識や技能をしっかりと身に付けさせ、学んだ知識や技能を活用する力を育成する必要があります。

また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人、職業人としての基礎となる知識・技能や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担うなど、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力を身に付ける必要があります。

グローバル化やDX*は労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化しています。AI*やロボットによる代替が困難である新しいものを創り出すことや、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、教育の内容や方法はこうした変化に適切に対応していくことが求められます。

■豊かな心と健やかな体の育成

社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解、尊重し、知識や考えを共有し、対話や協働を通じて新しい解や納得解を生み出すことが重要になっており、子供たちの豊かな人間性や社会性を育てていくことが大切です。

そのため、多様な他者を理解、尊重する力を身に付けられるように、外国人児童生徒等と交流する留学・異文化交流・国際理解教育、地域で子供と大人が交流・協働する体験活動などを通して、自らとは異なる立場の人々や地域の人々と接する機会を持つことが重要です。

加えて、いじめ防止対策や人権を尊重した教育の推進に取り組んでいく必要があります。

また、体力は、あらゆる活動の基本であり、身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わります。

そのため、学校保健の充実による発達段階に応じた健康の保持増進、学校での体育的活動や身近な地域のスポーツ環境の充実による体力の向上などを図っていく必要があります。

2 多様なニーズに対応した教育の推進

障害のある子供や、不登校児童生徒、高校中途退学者等、経済的に困難な子供、日本語指導が必要な児童生徒、ヤングケアラー*、LGBTQ*の児童生徒など、多様なニーズを有する子供たちに対応し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が求められます。

障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場*の整備を進めることで、インクルーシブ教育システム*の構築の視点に立った特別支援教育を推進する必要があります。

また、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を更に推進していくとともに、高校中途退学者等の社会的自立に向けた切れ目ない支援が求められます。

子供の貧困問題に加え、日本語指導が必要な児童生徒の増加、ヤングケアラー*の顕在化、LGBTQ*など、教育をめぐるニーズは多様化しており、社会的包摂*の観点から教育機会の確保や配慮、支援を行うことが必要です。



3 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

新しい時代に求められる確かな学力や自立する力、豊かな心、健やかな体を育むためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠であり、その担い手となる教職員の資質・能力の向上を図っていくことが求められます。このため、優れた教職員を確保するとともに、教職員研修の充実などによって指導力のある教職員の育成を図っていくことが重要です。

また、より良い教育を行うためには、児童生徒に向き合う時間を確保し、学校における働き方改革*を推進する必要があります。

他方、教職員の不祥事は、児童生徒・保護者をはじめ関係する多くの方々の心を傷つけ、県民からの本県教育への信頼を失わせるもので、決してあってはならないものです。このため、不祥事根絶に向けた取組を推進していきます。

また、GIGAスクール構想*によって1人1台端末と高速通信ネットワーク等のICT*環境の整備が飛躍的に進展しました。ICT*を活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指すとともに、校務DXを通じた教育データの利活用や学校における働き方改革*に取り組む必要があります。



4 家庭・地域の教育力の向上

家庭は、子供たちの健やかな成長の基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が変化している中、地域全体で家庭教育を支えることが重要となっています。

また、子供たちは、地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けることができます。

社会総がかりで子供たちの学びや育ちを支える地域学校協働活動*など、学校が核となり、地域と連携・協働していく必要があります。

5 生涯にわたる学びの推進、文化芸術の振興とスポーツの推進

人生100年時代*をより豊かに生きるためには、県民一人一人が生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、学習の成果を働くことや地域社会の課題解決につなげていくことが一層重要になっていきます。社会の変化に対応した豊かな生涯学習の機会の提供や、学びの成果を生かすための支援が必要です。

また、文化芸術は人々の創造性を育み、感動や安らぎを与え、心豊かな生活をもたらします。文化芸術活動の支援や、伝統文化の後継者の育成・支援や理解を深める取組など、文化芸術の振興や伝統文化の継承を図る必要があります。

スポーツは、心身の健康増進と体力向上だけでなく、健康長寿社会や共生社会*の実現、地域の活性化など、県民生活において多面にわたる効果が期待されます。県民誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境の充実に取り組む必要があります。



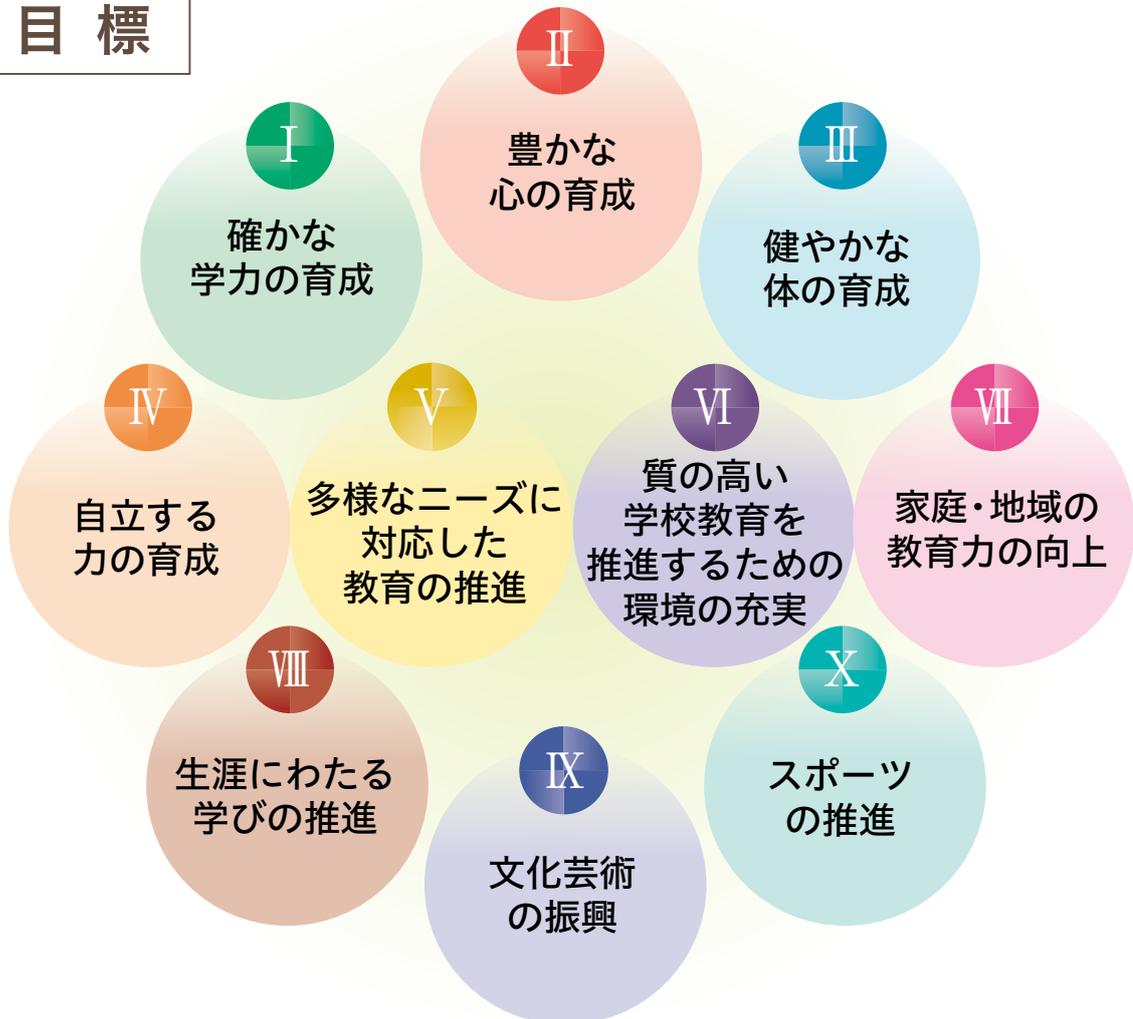
基本理念

豊かな学びで
未来を^{ひら}く埼玉教育

計画全体に共通する視点

- 誰一人取り残されない共生社会*の実現に向けた教育の推進
- 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)*の推進

目標



1 基本理念

■基本理念の考え方

教育の目的は、「教育基本法」において「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第1条）と規定されています。

本県では、「教育基本法」に基づく教育の使命を果たすため、第3期計画において、2030年以降も見据えた中長期的な視点に立ち、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念として掲げ、教育行政を推進してきました。この基本理念は、社会の変化を予測することが困難なこれからの時代において、社会への関わりや多様な人々との交流を通じて新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を有し、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていく上での基本的な考え方として掲げられたものです。

第3期計画の終期に際し、改めて2030年やその先の2040年を見据えると、超スマート社会（Society 5.0）*に向けた急速な技術革新や、少子高齢化が更に進み、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが変容していくと言われており、社会の大きな変化が見込まれます。このような時代において、第3期計画の基本理念の考え方は、変わらずに重要なものです。

また、第3期計画期間を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化という、予測困難な時代を象徴する事態が生じました。この間、新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン学習などICT*を活用した教育が大きく進展しましたが、本県においては、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が低下するという状況も見られました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の臨時休業や教育活動の制限などが要因の一つと考えられ、体力の低下や、不登校児童生徒の増加などを含め、子供たちの心身の発達への影響が懸念されています。予測困難な事態が生じただけでなく、こうした影響もまた予測困難なものです。こうした事態に対して、教育を含む社会のあらゆる分野において、課題を克服し少しでも望ましい状況を目指して様々な取組が行われています。

社会の変化への対応が差し迫っている今、「知識・技能」の習得だけではなく、未知の状況に対応できる「思考力・判断力・表現力」や、学びを人生や社会に主体的に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を含めた資質・能力を育成することの重要性はますます高まっています。持続的に発展する社会の創り手を育成していくためには、第3期計画の基本理念の考え方を踏まえた上で、更に充実した学びにすることが求められています。

本県ではこれまで、児童生徒一人一人の成長に着目した「埼玉県学力・学習状況調査*」の実施や、児童生徒同士が話し合って解答を導き出す「協調学習*」の推進などを通して、個別最適な学び*と協働的な学び*を一体的に充実させる取組を進めてきました。今後はこれらの取組に加えて、教科等横断的な学習*の充実など、教育の質を更に高める必要があります。

また、人生100年時代*を見据え、変化の激しい社会においては、学校教育だけでなく社会人の学び直し（リカレント教育*）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

■ 基本理念

将来の予測が困難な時代において、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となるためには、教育の使命は極めて重要です。

こうした状況において、第3期計画の基本理念の考え方は変わらず重要であり、第4期計画においては第3期計画の基本理念を継承し、次のとおり掲げます。

豊かな学びで 未来を拓^{ひら}く埼玉教育

この基本理念は、第3期計画の基本理念を継承しつつ、社会の変化への対応が差し迫っている今、更に充実した学びにすることで、教育の使命を果たしていくため、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓^{ひら}く力を育む（「未来を拓^{ひら}く」）ことを目指すものです。

第3期計画においては「豊かな学び」を「県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び」と定義しましたが、そこに「深い」という言葉も加えることで、子供たちの未来を切り拓^{ひら}く力を一層強く育んでいきます。

「何のために学ぶのか」といったことを深く考えること、学んだことを相互に関連付けてより深く理解すること、自らの人生はもちろん家族や周囲の人々の人生、地域や社会がより良いものとなるよう、学んだことを生かすとともにその体験から学びを得るという、学びと世界が深くつながることの重要性を、この「深い」という言葉に表現しています。

こうした「豊かな学び」で、県民の誰もが人生や社会の未来を切り拓^{ひら}き、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となることを目指します。



2 計画全体に共通する視点

第4期計画では、上述の基本理念の下、次の2点を計画全体に共通する視点として、各施策に反映します。

■ 誰一人取り残されない共生社会*の実現に向けた教育の推進

誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会*の実現に向けて、全ての人にとって自分のよさや可能性を引き出せる学びを日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

その際、学校教育での支援を必要とする子供たちを支えるという観点だけではなく、そうした子供たちも含め、全ての人が「長所・強み」を持っており、互いに認め合い支え合うことで、それぞれの持つ可能性が引き出されるという観点も大切です。この観点を学びに取り入れることが、誰もが互いを尊重しながら共に生きる社会的包摂*の実現につながるものです。

また、一人一人のニーズに応じた教育の機会や質を「公平、公正」に確保することが重要となります。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え、頭文字を取ったDE&I (Diversity, Equity and Inclusion) の考え方が重視されてきています。

一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会*の実現に向けた教育の推進という視点を、障害や不登校、貧困、日本語能力、家族の介護等といった一人一人の状況に応じた支援だけでなく、全ての施策に生かすことが重要です。



■教育デジタルトランスフォーメーション (DX) *の推進

今後、社会全体のDX*が加速していく中で、学校教育や社会教育など教育の分野において、これまで実現できなかった教育方法の変革によって教育の質を向上させるためには、教育DX*を更に推進していくことが不可欠です。

学校教育においては、1人1台端末などを活用してデジタイゼーション*を実行しつつ、学習履歴など教育データの積極的な利活用による学びの個別最適化*や、オンライン教育の推進、子供が抱える様々な課題やニーズのデジタル活用による早期発見・早期対応、校務の効率化など、将来のDX*の実現に向けて、デジタイゼーション*への着実な移行を目指す必要があります。

また、社会教育においては、オンライン学習コンテンツの増加などで県民の利便性を向上させるとともに、誰もがDX*の恩恵を享受できるよう、デジタルデバイド*解消に向けた支援を行うことも重要です。

オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用しつつ、コロナ禍*において再認識された、子供たちの知・徳・体を一体で育む日本型学校教育における教員による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での多様な体験活動などの重要性を踏まえ、発達段階や学習場面、一人一人の状況に応じたデジタルとアナログ、オンラインと対面の最適な組合せによって、教育効果を高めていくことが求められます。

また、データの利活用においては、個人情報データの適正な取扱いが求められることなどを踏まえ、安心・安全を確保することが重要です。特に、社会に急速に普及しつつある生成AI*を含め、デジタル社会の正負の両側面に留意しつつ、デジタルリテラシー*やサイバーセキュリティ*の知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことが求められます。

これらを踏まえながら、教育DX*の推進という視点を、各施策に反映します。



3 目標

基本理念を踏まえ、教育をめぐる様々な課題に応じて、きめ細かに、かつ、的確に目標設定を行うため、今後5年間（令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））に取り組む教育行政の10の目標を示します。

目標Ⅰ 確かな学力の育成

「埼玉県学力・学習状況調査*」の取組による成果を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び*」の実践を充実させるなど、児童生徒一人一人の学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進します。

「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善や教科等横断的な学習*を進め、児童生徒の思考力・判断力・表現力など新たな時代に求められる資質・能力を育成するとともに、伝統と文化を尊重し、グローバル化や技術革新に対応する教育、人格形成の基礎を培う幼児教育を推進します。

目標Ⅱ 豊かな心の育成

体験活動を推進するとともに、道徳教育、人権教育の推進を図ります。

生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応に取り組むほか、発達支持的生徒指導*を推進するなど、あらゆる教育活動を通じて生徒指導を推進します。

目標Ⅲ 健やかな体の育成

学校保健の充実や食育の推進などに取り組み、発達段階に応じた健康の保持増進を図ります。

学校での体育的活動の充実とともに、児童生徒の運動習慣の確立に向けた取組を推進します。

目標Ⅳ 自立する力の育成

家庭や地域・企業と連携し、職場体験やインターンシップ*を実施するなど、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、各学校段階に応じたキャリア教育*・職業教育*を推進します。

児童生徒が自身に関わるルールの制定過程等に参画する取組や主権者教育*の推進など、主体的に社会の形成に参画する力を育成します。

目標 V 多様なニーズに対応した教育の推進

共生社会*の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための取組や、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場*の整備を進め、インクルーシブ教育システム*の構築の視点に立った特別支援教育を推進します。

不登校児童生徒や、高校中途退学者等、経済的に困難な子供、日本語指導が必要な児童生徒、ヤングケアラー*、LGBTQ*の児童生徒など、一人一人の状況に応じた支援を図ります。

目標 VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

教職員研修の充実や効果的な指導技術の共有化などを通して、教職員の資質・能力の向上を図ります。また、多様な人材との連携体制の構築など、学校の組織運営を改善します。さらに、社会のニーズに応える特色ある県立高校づくりを推進します。

子供たちの安心・安全の確保、学習環境の整備・充実、私学教育の振興に取り組みます。

目標 VII 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育支援の充実を図るほか、学校と地域（地域の住民、保護者、企業や団体等）との連携・協働による学びを推進するなど、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。

目標 VIII 生涯にわたる学びの推進

生涯にわたる学びで必要な知識・技能を身に付け、自らの可能性を最大限に伸ばし、活躍できる環境を整備します。

また、学びを活用した地域課題解決への支援など、社会教育を推進します。

目標 IX 文化芸術の振興

県民の文化芸術活動への参加促進や県立博物館等における魅力的な展示の実施などに取り組み、文化芸術活動の充実を図ります。

文化財の適切な保存・活用に取り組むなど、伝統文化の継承を図ります。

目標 X スポーツの推進

県民一人一人が興味関心に基づき、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

スポーツ科学によるアスリートの競技力向上など、競技スポーツを推進するとともに、公正で安心なスポーツ活動を推進するため、スポーツ・インテグリティ*や安心・安全の確保に努めます。